

住宅修理、 保険が使えるとは限りません!

くらしの
かわらばん

No.118 '19.6

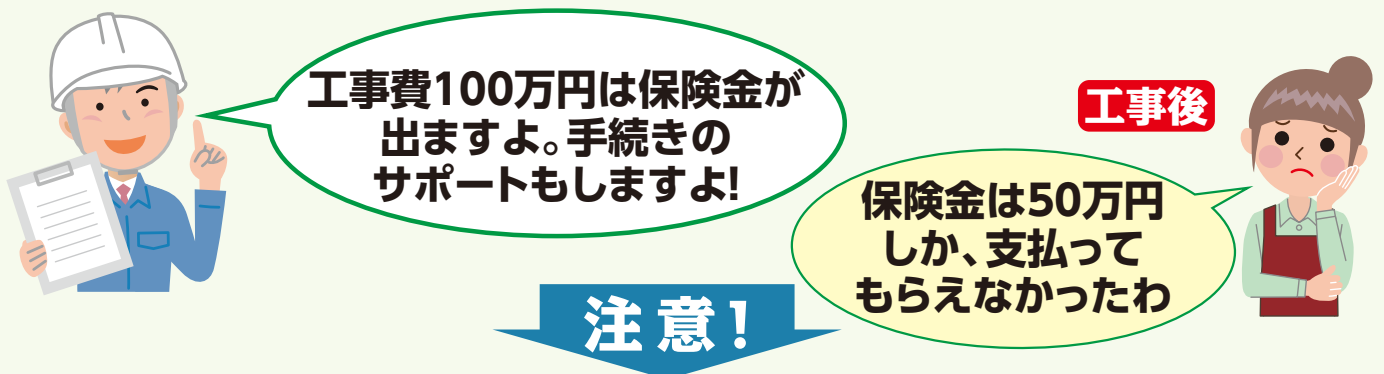
吹田市 市民部 市民総務室
☎06-6384-1354

台風・豪雨・地震などの自然災害の後にトラブルが多くなります。



住宅の保険で補償されるのは**自然災害**など保険の対象とされているものだけです。**経年劣化(老朽化)**による損傷は対象となりません。

保険が使えたとしても…



保険が使えたとしても、**工事費用が保険金額の範囲で収まるとは限りません**。また、保険金請求の**「代行手数料」**を請求されることがあるので**注意が必要です**。



「保険が使える」と勧誘された時は、まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。

吹田市消費生活センター / 電話06-6319-1000 吹田市朝日町3-203
(JR吹田駅前 さんくす3番館2階)

●この「くらしのかわらばん」は、11,000枚作成し1部あたりの単価は5円です。